破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２１６号
茨城県土浦市都和１丁目１番23号　都和ハイツ101、住民票上の住所茨城県土浦市荒川沖西２丁目３番10号
債務者　雪畑　健太
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１９号
茨城県つくば市花畑３丁目26番地９　三松フラワーマンションＢ棟208号
債務者　池田　　操
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２３号
茨城県つくばみらい市狸穴1393番地37
債務者　武藤　道則
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２９号
茨城県つくば市上ノ室2311番地　小林荘102号
債務者　川中　基寛
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３９号
茨城県土浦市中荒川沖町24番17号　篠崎住宅２号
債務者　和田　春夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４１号
茨城県つくば市谷田部4774番地１　４棟305号
債務者　小笠原ジャッキーレン
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９７号
埼玉県行田市持田２丁目２番18号
債務者　松村　範子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２１号
兵庫県神戸市垂水区平磯２丁目２番６号、住民票上の住所兵庫県加東市山国1947番地４の１
債務者　柴田　真弓
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第４８号
兵庫県加東市黒谷760番地
債務者　烏田　節子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第５６号
兵庫県加東市上滝野559番地１　フォーレス上滝野205号
債務者　伊藤　利恵（旧姓瓜生田）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２１５１号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地139　アスコットヒルズ中島公園207号
債務者　犬飼　惠子（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１９７号
札幌市清田区北野２条２丁目24番31号　中川ハイツ201号
債務者　佐藤　健悦
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２８２号
札幌市北区屯田４条１丁目１番21号
債務者　阿部　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２８９号
札幌市北区百合が原４丁目10番20―103号
債務者　三浦　千秋（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３０３号
札幌市豊平区中の島１条６丁目４番１―203号
債務者　高松冨士子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３１３号
北海道千歳市日の出３丁目11番11号
債務者　加藤　榮子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３１５号
札幌市西区発寒11条４丁目14番16号　寿マンション１号
債務者　土永　昌広
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで札幌地方裁判所民事第４部